

目 次

令和4年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第35号	インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について

インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁の長に対し、インボイス制度の実施中止を求める意見書を別紙のとおり提出するものである。

令和 4 年 6 月 9 日提出

箱根町議会議員 山田和江
鈴木美貴

(提案理由)

現在、国では 2023 年 10 月 1 日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を実施しようとしてインボイス発行事業者の登録申請を始めている。インボイス制度では税務署から付与された番号を記載した請求書・領収書を保存していなければ仕入税額を控除できない仕組みとなっており、番号が付与されるのは消費税の課税業者だけである。このため、売上金 1,000 万円以下の 500 万と言われる免税事業者が課税業者にさせられ、取引から排除されることが予想される。コロナ禍で地域経済が厳しさを増している下で中小企業、自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応する状況ではないため消費税のインボイス制度の実施の中止を求める意見書を提出するものである。

インボイス制度の実施中止を求める意見書

度重なる消費税の増税により、長期にわたる消費不況が続いてきた中、新型コロナ感染症による影響が日本経済、取り分け中小企業、小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいます。それは観光地箱根にも例外なく及んでいます。

こうした状況下、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、すでにインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売り上げにかかる消費税から仕入、経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますがインボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税の増加を招きます。売り上げが1,000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

商店や町工場の自営業者、農家、赤帽などの配達業、ホステス、イラストレーター、塾の講師、生保・損保の代理店、一人親方、ヤクルトレディ、貸家（住居用除く）、駐車場経営、シルバー人材センターの会員などが影響を受けます。

コロナ禍で地域経済が厳しさを増している下で中小企業、自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応する状況ではありません。日本商工会議所を初め多くの中小企業団体や税理士団体も実施の中止、延期の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域を活性化させていくうえでも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。よって国におかれては、中小企業、自営業者、フリーランスに多大な負担を強いいる消費税のインボイス制度の実施は中止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日提出

神奈川県足柄下郡箱根町議会議長 山田 成宣

（提出先）

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣